

申請手続きの流れ

- 事前相談**
 - スケジュールや投資規模などご説明いただけます。
 - 豊橋市から細かい要件や手続きの流れについて説明いたします。
- 建設計画書の提出**
 - 建築確認済証の交付を受けた日から3ヶ月以内にご提出いただけます。
- 工事着手・完了**
- 操業開始**
 - 投下固定資産基準日から操業日の前日までに取得した資産が奨励金の対象となります。
- 税の納付**
 - 当該施設にかかる固定資産税、都市計画税、事業所税を納付して下さい。
- 指定申請**
 - 『奨励金指定申請書』を提出して下さい。
 - 申請期限は奨励金の種類によって異なります。
- 現地調査**
 - 対象となる家屋や償却資産等を確認いたします。
- 交付申請**
 - 『奨励金交付申請書』を提出して下さい。
- 請求書の提出**
 - 『奨励金交付決定通知書』に基づき『請求書』を提出して下さい。
- 奨励金の受領**
 - 『請求書』の提出後、奨励金を交付いたします。

指定申請について

申請された書類に基づき内容を確認した後、豊橋市が奨励措置の対象施設として指定します。

【申請に必要なもの】

- 奨励金指定申請書(様式)
- 企業の概要書(様式)
- 法人の登記事項証明書
- 定款または規約
- 固定資産価格証明書
- 不動産の登記事項証明書
- 償却資産申告書の写し
- 雇用年月日のわかる名簿、住民票の写し(雇用促進奨励金の場合)
- 環境施設の設置関係書類(環境推進奨励金の場合)

【申請期限】

- 立地奨励金
 - 指定を受けようとする施設の固定資産税が最初に課された年の6月30日まで
- 事業促進奨励金
 - 操業日又は事業所税の申告日のいずれか遅い日から30日以内
- 雇用促進奨励金
 - 雇用基準日(操業日から1年後)から30日以内
- 環境推進奨励金
 - 立地奨励金の指定を受けた日から30日以内

交付申請について

指定事業者は、奨励金を受領するため交付年度ごとに交付申請が必要です。申請に必要な書類などは別途ご案内いたします。

**工場の新增設や移転をご検討の際は
お早めにご相談下さい。**

【用語の解説】

- 立地**
 - 工場、倉庫、本社機能施設、研究開発施設又は産業界業務施設を新設、増設、移転すること
 - ※増設については、床面積を増加させること
- 投下固定資産基準日**
 - 土地については操業日の前3年の日、家屋及び償却資産については操業日の前1年の日
- 本社機能施設**
 - 地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づき整備される事務所、研究所、研修所等
- 研究開発施設**
 - 営利を目的とする事業の用に供される施設で研究開発部門のための事務所、研究開発部門が一定割合を超える工場又は研究所
- 産業界業務施設**
 - 営利を目的とする事業の用に供される事務所及び研究所
- 工場適地**
 - 工業地域、工業専用地域内の9千㎡以上の工場用地の他、公共開発の工業用地(三弥地区、豊橋東IC、御津2区、若松地区、石巻西川)及び総合卸売センター
- 業務拠点地区**
 - 豊橋市が独自に開発分譲した事業用の用地(豊橋リサーチパーク)
- 地方活力向上地域**
 - 地域再生計画(産業首都あいち地方活力向上地域特定業務施設整備促進事業)に記載された地域(業務拠点地区、工業地域、工業専用地域、又は工場適地と重複する地域を除く)
- 中堅企業者**
 - ・常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人(中小企業者を除く)
- 中小企業者**
 - ・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する者
- 新規雇用者**
 - 操業に伴い常時雇用される従業員として用地を取得・借受した日(増設の場合は確認済証の交付日)から操業開始後1年を経過した日の前日までに雇用した者(本市区域内に住所を有する雇用保険被保険者に限る)
- 転勤者**
 - ・操業に伴い他の事業所から転勤した者のうち、操業の前月から操業開始後1年を経過した日の前日までに本市の区域外から本市の区域内へ住所を移した者
 - ・本社機能施設で常時雇用される従業員として、立地に伴い本市の区域外の他の事業所から転勤した者
- 転入児童**
 - 操業の前月から操業開始1年を経過した日の前日までに本市の区域外から本市の区域内に住所を移すことにより転勤者と世帯を同じくする者であって、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子

その他支援



工場立地法による緑地面積率等の緩和

区域	環境施設面積率(うち緑地面積)	重複緑地算入率
豊橋市土地開発公社用地 愛知県企業庁用地 工業専用地域	10%以上 (うち緑地面積率5%以上)	50%以内
その他の区域 (工業地域、準工業地域、 市街化調整区域)	25%以上 (うち緑地面積率20%以上)	25%以内

豊橋市 企業立地促進制度

愛知県豊橋市では、指定された区域で工場、倉庫、本社機能施設、研究開発施設などを立地する事業者の皆様に奨励金を交付いたします。

奨励金 一社最大 **8億円+α**

立地奨励金 最大7億円 土地 家屋 設備

新たな用地を取得・借受した場合の支援制度

	対象区域	奨励率	限度額
土地取得費用 に対する奨励金	豊橋市土地開発公社用地 愛知県企業庁用地 業務拠点地区 (豊橋リサーチパーク)	産業界業務施設(研究所) 研究開発施設 取得費用の20%	4億円
		上記以外 取得費用の15%	3億円
家屋・償却資産 に対する奨励金	豊橋市土地開発公社用地 業務拠点地区 (豊橋リサーチパーク)	固定資産税評価額の 20%	3億円
	愛知県企業庁用地 地方活力向上地域	固定資産税評価額の 10%	

雇用促進奨励金 最大6,000万円 雇用

立地推奨金の対象者への支援制度

	対象	奨励率	限度額
雇用 に対する奨励金	新規雇用者 転勤者	1人あたり40万円	4,000万円
	転入児童	1人あたり10万円	2,000万円

環境推進奨励金 最大4,000万円 環境

立地奨励金の対象者への支援制度

	対象	奨励率	限度額
環境施設 に対する奨励金	太陽光発電施設	整備費の1/3	1,500万円
	雨水活用施設	整備費の1/3	1,500万円
	緑地 (工場立地法上の基準を超える部分)	整備費の1/2	1,000万円

立地奨励金 税

各税金を納入した翌年度に納入相当額を支援

	対象の税金	期間	限度額
土地・家屋 に対する奨励金	固定資産税 都市計画税	3年間 又は 5年間	なし
償却資産 に対する奨励金	固定資産税	3年間	
既存用地に増設した場合 家屋・償却資産 に対する奨励金	固定資産税 都市計画税	3年間	5,000万円

事業促進奨励金 税

事業所税を納入した翌年度に納入相当額を支援

	対象の税金	期間	限度額
事業所税 に対する奨励金	事業所税	3年間 又は 5年間	なし



専任の**企業進出コンシェルジュ**が
ご案内致します。
お気軽にご相談ください。

豊橋市企業立地促進制度		対象区域	工業地域、工業専用地域、工場適地			業務拠点地区 (豊橋リサーチパーク)	地方活力向上地域 *左記区域と重複する地域を除く	
			豊橋市土地開発公社用地	愛知県企業庁用地	それ以外の場合			
		対象者	事業者・中小企業団体					
対象施設	工場等、倉庫等、本社機能施設、研究開発施設		工場等、本社機能施設、研究開発施設		産業業務施設、本社機能施設	本社機能施設		
新たな用地の 取得、借受け をした場合	立地奨励金	適用要件	立地した施設が固定資産税の課税対象となり、取得した土地、家屋及び償却資産の固定資産税評価額の合計が、用地の取得の場合は2億4千万円（中堅・中小企業者は6千万円。ただし中堅・中小企業者が本社機能施設を立地した場合は3千万円）以上、用地の借受けの場合は1億2千万円（中堅・中小企業者は3千万円。ただし、中堅・中小企業者が本社機能施設を立地した場合は1千5百万円）以上であること					
		奨励金額	①	土地・家屋の固定資産税相当額5年度間	土地・家屋の固定資産税相当額5年度間	土地・家屋の固定資産税相当額3年度間	土地・家屋の固定資産税相当額5年度間	土地・家屋の固定資産税相当額3年度間
				土地・家屋の都市計画税相当額5年度間	土地・家屋の都市計画税相当額5年度間	土地・家屋の都市計画税相当額3年度間	—	土地・家屋の都市計画税相当額3年度間
			償却資産の固定資産税相当額3年度間	償却資産の固定資産税相当額3年度間	償却資産の固定資産税相当額3年度間	償却資産の固定資産税相当額3年度間	償却資産の固定資産税評価額の3年度間	
		②	家屋・償却資産の固定資産税評価額の20%	家屋・償却資産の固定資産税評価10%	家屋・償却資産の固定資産税評価額の10% (本社機能施設のみ)	家屋・償却資産の固定資産税評価額の20%	家屋・償却資産の固定資産税評価額の10%	
	③	土地取得費用の15% (研究開発施設の場合20%)	土地取得費用の15% (研究開発施設の場合20%)	—	土地取得費用の15% (産業業務施設(研究所)の場合20%)	—		
	限度額	①なし ②3億円 ③3億円(産業業務施設(研究所)又は研究開発施設の場合4億円)						
	事業促進奨励金	適用要件	立地した施設が事業所税の課税対象となっていること					
		奨励金額	資産割・従業者割に係る事業所税相当額5年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額5年度間	資産割に係る事業所税相当額3年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額5年度間	資産割に係る事業所税相当額3年度間	
		限度額	なし					

既存の事業所 用地に増設 した場合	立地奨励金	適用要件	立地した施設が固定資産税の課税対象となり、取得した土地、家屋及び償却資産の固定資産税評価額の合計が1億2千万円(中堅・中小企業者は3千万円。ただし、中堅・中小企業者が本社機能施設を立地した場合は1千5百万円)以上であること					
		奨励金額	家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間			家屋の都市計画税相当額 3年度間		
			単年度5千万円					
	事業促進奨励金	適用要件	立地した施設が事業所税の課税対象となっていること					
		奨励金額	資産割に係る事業所税相当額3年度間	資産割に係る事業所税相当額3年度間	資産割に係る事業所税相当額3年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額5年度間	資産割に係る事業所税相当額3年度間	
		限度額	なし					

【立地奨励金交付対象者】

雇用促進奨励金	適用要件	新規雇用者又は転勤者を20人(中堅・中小企業者又は業務拠点地区にあっては5人)以上雇用した場合						
	奨励金額	①新規雇用者又は転勤者 一人につき40万円 ②転入児童 一人につき10万円						
	限度額	①4,000万円 ②2,000万円						
環境推進 奨励金	太陽光発電 施設	適用要件	立地に伴い太陽光発電施設(30kw以上)を設置すること					
		奨励金額	設置経費の1/3(1kwあたり100万円を上限)					
		限度額	1,500万円					
	雨水活用 施設	適用要件	立地に伴い雨水活用施設(貯水能力100t以上)を設置すること					
		奨励金額	設置経費の1/3(1tあたり20万円を上限)					
		限度額	1,500万円					
	緑地	適用要件	立地に伴い敷地面積の10%(工場立地法の規定による新設届出義務がある場合は、緑地面積の基準を超える面積)以上の緑地を整備すること。					
		奨励金額	整備経費の1/2(1㎡あたり1万円を上限) ※工場立地法の規定による新設届出義務がある場合は、超える部分に限る。					
		限度額	1,000万円					

《注意事項》

- 立地奨励金に関して、土地については操業日の前3年の日から操業日の前日までに取得したものが、家屋・償却資金については操業日の前1年の日から操業日の前日までに取得したものがそれぞれ交付対象となります。
- 既存施設を取得した際の立地奨励金及び事業促進奨励金に関して、豊橋市土地開発公社用地、愛知県企業庁用地、工業専用地域、業務拠点地区及び地方活力向上地域で取得した場合のみ交付対象となります。
- 立地奨励金及び事業促進奨励金の額について、同一の敷地内における増設等に伴い既存の事業用の家屋の処分等があった場合、交付金額の算定基礎となる施設の面積から処分した家屋の面積を控除する等して交付額を算定いたします。
- 環境推進奨励金について、操業日の前日までに設置した環境施設が交付対象となります。
- 国若しくは他の地方公共団体又は本市が交付する他の補助金と交付が重複する場合、交付額について調整いたします。
- 奨励金を受領した日から起算して5年間継続して事業を行うことが条件となります。操業を廃止等した場合や適用要件を満たさなくなった場合等は、奨励金を返還していただく場合があります。
- 立地奨励金の対象区域に本社機能施設を立地した場合には、豊橋市市税条例により固定資産税の減税を受けることができます。